

2017年10月5日

社会保障審議会医療部会  
部会長 永井 良三 様

社会保障審議会医療部会臨時委員  
平川 則男

## 意見書

第54回の社会保障審議会医療部会を所用により欠席いたします。以下のとおり書面にて意見を申し述べます。

### 記

#### 1. 資料1：次期診療報酬改定に向けた基本認識、視点、方向性等について

地域包括ケアシステムの構築に向けて、良質で切れ目のない効率的な医療提供体制を確保していくことが必要であり、4つの基本的視点はいずれも重要と考える。

視点1の具体的方向性については、入院医療の機能分化・連携の推進に向けて、患者の状態に応じた評価を進めることや、急性期後の回復期・慢性期にある患者が良質な療養環境で入院できる体制を確保すること、さらには、在宅医療、退院支援、訪問看護の充実をはかるとともに、介護報酬との同時改定を機に医療と介護のさらなる連携を推進すべきである。

視点2については、患者にとって安心・安全で、納得できる医療であることが重要であり、p2及びp5について「新しいニーズにも対応できる安全・安心で質の高い患者本位の医療の実現・充実」とすべきである。また、p5の具体的方向性については、第53回部会で述べたとおり、レセプト電子請求のさらなる推進と全ての医療機関における診療明細書の無料発行の推進を盛り込むべきである。

視点3については、医療従事者に過重労働を強いることのない医療提供体制を確立し、医療安全を確保する上で重要である。そのため、p6の○の一行目について、「…医療従事者の負担の軽減を図り、医療安全を確保し、あわせて…」と明記すべきである。

また、p6の具体的方向性については、「柔軟な働き方」という名の下に、例えば

看護職員の月平均夜勤 72 時間要件（入院基本料の施設要件）については、医療の質や安全を確保する観点からも、緩和することは認められない。ライフステージに応じて働く者自身が選択することのできる働き方を、診療報酬で後押しすべきである。加えて、チーム医療の推進において、専門職の「柔軟な配置等」を推進することは、むしろ医療の質や安全を損ねることにつながりかねず、慎重に検討することが必要である。

以 上